

箕面市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

箕面市教育委員会

本市の小中学校における児童生徒の携帯電話の持ち込みについて、従来どおり「原則禁止」のルールを継続します。

ただし、携帯電話を緊急手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合には、学級担任に相談し、「箕面市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書」を提出してください。校長が必要と判断した場合に限り、学校への携帯電話の持ち込みを認めます。

その際、登下校中は携帯電話をかばんの中に入れて、校内での使用を禁止したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう、保護者の皆様におかれましても、十分にご配慮いただきますよう、よろしくお願いたします。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯等の緊急時に限定する。
 - (2) 校内では、災害時以外、携帯電話を使わない。
 - (3) 校内では、携帯電話の電源を切ってかばんの中に入れるなど、学校のルールに従い、学校の指示があるとき以外は決して出さない。
 - (4) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
 - (5) 子どもが、ルールに従わずに携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- ※災害時の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

【適切な使用に関すること】

1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日30分、休日60分を目安とする。
- (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(以下、SNS)に投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (7) SNSでの友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するように強制しない。

※これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 携帯電話の管理及び責任について

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、次のことをご家庭で確認、約束してください。特に、校長の判断による学校への携帯電話の持ち込みを認めた場合においては、本方針が示すルール(同意確認書の確認事項)に同意し、そのルールを子どもと確認してください。

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション(以下、アプリ)等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

【学校での指導について】

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子どもたちに指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると感じています。学校は、すべての子どもに対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組んでいきます。

また、児童生徒の携帯電話の持ちこみについては、教育活動に直接必要のない物であることから、学校への携帯電話の持ち込みを認めていない持ち込みがあった場合には、学校と保護者が協力して指導することとします。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯(基本的な通信・メール機能やGPS機能を搭載しているもの)
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン